

共同生産・管理事業エネルギー価格高騰緊急対策補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、電力・ガス等のエネルギー価格高騰に伴い、生産・加工工程を担う中小企業組合等が事業継続に大きな影響を受けていることから、エネルギー価格の負担を軽減し地域産業の安定化を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）等に規定する中小企業団体のうち、京都府内に事務所及び生産・加工施設を有し、かつ自らが生産・加工事業を行う者とする。

(対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象期間の各月において、電力、ガス、重油その他の燃料費種別毎の単価が前年の同じ月の単価と比較して10%以上上昇した場合、その単価上昇額に当該月の使用数量を乗じて得た額とし、各月3,000千円（対象期間の合計27,000千円）を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、別記第1号様式に定める交付申請書を、同申請所に定める関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。なお、知事は、必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

2 知事は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(額の確定等)

第7条 知事は、第5条の実績報告を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の請求等)

第8条 補助事業者は、前条の補助金の額を確定する通知を受けた後、別記第2号様式による請求書を知事に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、補助事業者が次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができるものとする。

(1) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

(2) 交付申請書、その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき

(3) 法令違反など社会通念上不適切な行為と知事が認めたとき

(4) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき

(5) 被災等により補助事業の遂行ができないと知事が認めたとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 知事は、第1項の取消し等の決定を行った場合には、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を京都府に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて京都府に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和5年1月23日から施行する。

<注意事項>

○他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は、補助対象とならない。

○振込手数料、申請代行手数料等の各種手数料は補助対象とならない。なお、手数料を差し引いて支払う場合（請求書に手数料負担について明記されている場合に限る。）には差し引いた額（税抜）が補助対象経費となる。